

業 務 連 絡  
令和8年5月1日

各 自動車整備振興会 御中

一 般  
社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
教育・技術部

純正スキャンツール及び整備マニュアルの入手等に係る実態調査  
(令和8年度困りごと調査) 開始のお知らせ並びに周知ご協力のお願について

前略 国土交通省では平成23年から「自動車整備技術の高度化検討会」を設置し、高度化する自動車の整備技術に対応するべく、具体的方策について検討していることはご承知のとおりかと存じます。

本検討会では、令和8年度の取組として、純正スキャンツールや整備マニュアルの入手等に係る詳細な実態調査(困りごと調査)を行うとしたことから、別添のとおり情報提供フォーム、困りごと投稿フォームを設置した旨のお知らせ及び当該調査について当会宛てに協力依頼がありました。

つきましては、貴会会員事業者に対し、WEBアンケート(回答期日:12月13日迄)へのご協力について周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、後日改めて貴会専務理事宛にお知らせしますことを申し添えます。

草々

(本件に関するお問い合わせ:日整連 教育・技術部)

事務連絡  
令和8年4月30日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

純正スキャンツールの入手困難性等に係る実態調査（令和8年度困りごと調査）の  
開始について（協力依頼）

自動ブレーキ等の先進技術については、適切な点検整備を行うため、自動車製作者等が提供する「純正スキャンツール（※）」や「整備マニュアル」といった技術情報等が必要となることから、令和7年度に全国の特定整備事業者を対象として「整備マニュアル等の提供に係る実態調査（令和7年度困りごと調査）」を実施しました。

その結果、「純正スキャンツール」の入手が困難であるといった困りごとが見られたことから、令和8年度はその提供状況を具体的に把握するための情報提供窓口を設置することとしました。


また、「整備マニュアル」を含むその他の困りごとについても、今後の更なる施策等の検討に繋げるため、令和7年度に引き続き調査を実施することとしました。

つきましては、純正スキャンツールの入手困難性等に係る実態調査を別紙1、2のとおり実施しますので、傘下会員に周知いただくとともに、本調査にご協力いただようお願い申し上げます。

※ 自動車メーカーが専業の自動車整備事業者等に「純正スキャンツール」を提供する場合、リコール等の一部機能を制限することがあります。これらの機能を制限されたスキャンツールを「専用スキャンツール」と称しますが、本調査では特に区別しないこととします。


## 純正スキャンツールの入手困難性等に関する情報提供フォーム

「純正スキャンツール」に関して発生している困りごとについて、こちらのフォームからご提供ください。

方 式	Microsoft Forms を用いたアンケート形式
期 間	令和 8 年 4 月 3 0 日～1 2 月 1 3 日（約 7 か月間半）
対 象	全国の自動車特定整備事業者
その他	<p>情報提供される方は、以下の注意事項を確認・同意の上、下欄の URL 又は二次元コードにアクセスして必要事項を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本情報提供フォームにて入力いただいた個人情報は、本フォームの目的である、純正スキャンツールの入手困難性等にかかる詳細な聞き取り調査にのみ使用させていただきます。</li><li>・ 本情報提供フォームにて入力いただいた個人情報は、国土交通省における Microsoft365 利用に係るプライバシーポリシーに従い、取り扱います。</li><li>・ 提供された情報は、国土交通省が行う純正スキャンツールの入手困難性等に関する詳細調査・今後の施策の検討に活用させていただきます。また、必要に応じて関係省庁へ共有させていただく場合があります。</li><li>・ 提供いただいた各種書類は、原則として、返却しませんのでご了承ください。このため、情報提供の際は、原本ではなく写しを送付してください。</li><li>・ 情報提供者のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。</li><li>・ 提供いただいた情報に関する調査・検査・施策検討の実施の有無や経過・結果等についてのお問い合わせには、お答えしておりません。</li></ul>
リンク等	<p>○ 「純正スキャンツールの入手困難性等に関する情報提供フォーム」 URL : <a href="https://forms.office.com/r/JvqMTBM9c9">https://forms.office.com/r/JvqMTBM9c9</a> 二次元コード : </p>

## (令和 8 年度) 整備マニュアルの入手等に関する困りごと投稿フォーム

「整備マニュアル」その他の困りごとについて、こちらのフォームからご投稿ください。

方 式	Microsoft Forms を用いたアンケート形式
期 間	令和 8 年 4 月 3 0 日～1 2 月 1 3 日 (約 7 か月間半)
対 象	全国の自動車特定整備事業者
その他	<p>困りごとを投稿される方は、以下の注意事項を確認・同意の上、下欄の URL 又は二次元コードにアクセスして必要事項を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この困りごと投稿フォームは、個別のトラブル処理・調査等の依頼を受け付けるものではありません。(国土交通省では、個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましても対応しておりません。)</li> <li>投稿いただいた情報は、国土交通省が行う各種調査・施策の検討等に活用させていただきます。また、必要に応じて関係省庁へ共有させていただく場合があります。</li> <li>提供いただいた各種書類は、原則として、返却しませんのでご了承ください。このため、メールにて関係書類送付の際は、原本ではなく写しを送付してください。</li> <li>困りごと投稿者のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないように、セキュリティには万全を期しております。</li> <li>投稿いただいた情報に関する調査・検査・施策検討の実施の有無や経過・結果等についてのお問い合わせには、お答えしておりません。</li> </ul>
リンク等	<p>○「(令和 8 年度) 整備マニュアルの入手等に関する困りごと投稿フォーム」</p> <p>URL : <a href="https://forms.office.com/r/C6z6KfxVZp">https://forms.office.com/r/C6z6KfxVZp</a></p> <p>二次元コード :</p> 

令和8年4月30日

自動車整備課

## (R8年度) 自動車整備技術の高度化に関する困りごと調査

## 1. 背景

- 道路運送車両法第57条の2の規定により、自動車製作者等は、自動車特定整備事業者に対し、「整備マニュアル」や「純正スキャンツール」等の型式に固有の技術情報を提供することが義務付けられているところ、 専門の整備工場等から国土交通省に対して当該技術情報の入手ができない・難しいといった声が寄せられたことから、国土交通省では、その状況を具体的に把握するため、令和7年度、全国の自動車特定整備事業者を対象として困りごと調査を実施した。
- その結果、輸入車の「整備マニュアル」について入手方法が分からないといった声が多く見られたことから、入手窓口や方法をインポーターのHP等に分かりやすく掲示するよう、第32回自動車整備技術の高度化検討会において合意され、当該掲示の実施に向け関係者と調整を進めているところ。
- また、同調査からは、「純正スキャンツール」の入手性に関する声も見受けられたところ、詳細に情報を把握し、状況の改善に繋げるため、情報提供窓口を設けることが同検討会において併せて合意された。
- さらに、先進技術を備えた自動車が増えつつある中、引き続き「整備マニュアル」関係を含む更なる困りごと等がないかについても注視する必要がある。
- したがって、令和8年度は、全国の自動車特定整備事業者を対象として、「純正スキャンツールの入手困難性等に関する情報提供フォーム」、「整備マニュアルの入手等に関する困りごと投稿フォーム」の2つを設置し、純正スキャンツールの入手性に関する詳細調査やその他困りごとの収集に当たることとする。
- なお、各フォームの設置にあたり、国土交通省において、「純正スキャンツール」の提供義務について、自動車メーカー・インポーターのみならず各地のディーラーまで周知を図ることとする。

## 2. 概要

- 以下の実施要領により、困りごと調査を実施する。

### 令和8年度困りごと調査実施要領

	フォーム1	フォーム2
名称	純正スキャンツールの入手困難性等に関する情報提供フォーム	(令和8年度)整備マニュアルの入手等に関する困りごと投稿フォーム
方式	Microsoft Forms を用いたアンケート形式	
期間	約7か月間半(令和8年4月30日～12月13日)	
対象	全国の自動車特定整備事業者	
内容	「純正スキャンツール」入手に係る困りごと等について(詳細は別紙1参照)	「整備マニュアル」等に関する困りごとについて(詳細は別紙2参照)
その他	<p>① 添付資料がある場合は、別途メールにて国交省に送付すること</p> <p>② 上記期間終了後の本フォームの取扱いについては、状況に応じて検討</p> <p>③-1 整備事業者に対する周知は、日整連・日車協連・BS サミットを通じて実施</p> <p>④-1 純正スキャンツールの入手困難性に関わらない困りごとについては、フォーム2に投稿するよう誘導</p> <p>⑤-1 詳細調査(情報提供者の事業者情報の使用可否、情報提供者への詳細聞き取りの可否)にご協力いただけるか確認</p> <p>※なお、詳細調査は必ずしも行うものではないことに留意</p> <p>※詳細聞き取りにあたり提供いただく個人情報(氏名・電話番号・メールアドレス)は、本詳細調査のみに使用</p>	<p>③-2 整備事業者に対する周知は、日整連・日車協連・自工会・BS サミットを通じて実施</p> <p>④-2 純正スキャンツールの入手困難性に関する情報提供については、フォーム1に投稿するよう誘導</p> <p>⑤-2 個別のトラブル処理・調査等の依頼を受け付けるものではないことに留意(投稿にあたり、その旨の合意を求めることとする。)</p>

## フォーム 1

「純正スキャンツールの入手困難性等に関する情報提供フォーム」内容

注) \*は回答必須

## 1. 情報提供の大分類について\*

- A. 純正（専用）スキャンツールが入手できない・入手が難しい
- B. A. 以外の困りごと

注) B. を選択した場合はリンク等によりフォーム 2 へ誘導

## 2. 情報提供の具体的内容

- ① 情報提供の対象となる自動車メーカー\*
  - A. 国産メーカー
  - B. 海外メーカー
- ② 情報提供の対象となる自動車メーカー名又は社名（詳細記述）\*
- ③ 入手等にあたり連絡した担当窓口（詳細記述）\*

注) 「純正スキャンツール」の入手にあたり連絡した窓口や担当者等を記入

- ④ 具体的な情報提供の内容・経緯\*

注) 問題だと感じた点や具体的な経緯・状況・発言等をできる限り詳細に記入

## 3. 情報提供者本人（自動車特定整備事業者）の情報・詳細調査に係る同意事項

- ① 会社名又は名称\*
- ② 会社所在地（※都道府県のみ）\*
- ③ 認証／指定の別\*
- ④ 認証／指定番号\*
- ⑤ ディーラー系か否か\*
- ⑥ 業態（点検整備／車体整備／両方）\*
- ⑦ 加入団体（日整連／日車協連／BS サミット／その他（自由記述））（複数選択可）\*
- ⑧ 国土交通省から情報提供者様への詳細な聞き取り調査について\*
  - A. 協力してもよい
  - B. 協力を辞退する
- ⑨ 詳細な聞き取り調査を行うための連絡先\* ※⑧で A. を選択した場合のみ  
注) 氏名・電話番号・メールアドレス等の連絡先を記入
- ⑩ 国土交通省から自動車メーカーへの事実確認における情報提供者の情報の使用について\*
  - A. 情報提供者の情報を使用してもよい
  - B. 情報提供者の情報の使用は控えてほしい

#### 4. 「純正スキャンツール」の入手手段等に係る調査

- ① 国土交通省では、各自動車メーカーの「純正スキャンツール」等の入手窓口について、ホームページ上の「自動車の点検及び整備に関する情報の提供義務」ページに掲載していますが、こちらのページはご存じでしょうか

※ 国土交通省 HP : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000008.html)

- A. 知っていた  
B. 知らなかった
- ② 「純正スキャンツール」の入手窓口に関する情報はどこから確認されておりますでしょうか（複数選択可）
- A. FAINES に掲載されている情報を確認  
B. 各自動車メーカーやディーラーに直接問い合わせ  
C. 他の整備工場（「純正スキャンツール」を保有している工場等）に聞いている  
D. 提携している保険会社等に確認  
E. その他（自由記述）
- ③ 「純正スキャンツール」を入手するにあたり、どのような情報が必要でしょうかまた、①のページで掲載している情報で不足している情報はございますか（自由記述）
- ④ 「純正スキャンツール」を入手するにあたりインターネット検索を用いる場合、どのような検索ワードを用いて検索されますか（自由記述）

## フォーム 2

「(令和 8 年度) 整備マニュアルの入手等に関する困りごと投稿フォーム」内容

注) \* は回答必須

## 1. 困りごとの大分類について\*

- A. 純正（専用）スキャンツールが入手できない・入手が難しい
  - B. A. 以外の、整備マニュアル等の技術情報に関する困りごと
- 注) A. を選択した場合はリンク等によりフォーム 1 へ誘導

## 2. 困りごとの具体的内容

注 1) 内容毎に分けて回答すること（複数回の投稿が可能）

注 2) 回答欄は可能な限り埋めていただくようお願い

## ① 困りごとの対象となる自動車メーカー\*

- A. 国産メーカー
- B. 海外メーカー
- C. その他

## ② 困りごとの種類（整備マニュアルに関する困りごと/その他に関する困りごと）\*

- A. 整備マニュアル等の技術情報に関する困りごと【国産メーカー】 ※①で A. を選択した場合のみ選択可
  - A-1. FAINES に登録されていない車種・情報がある
  - A-2. FAINES ・その他サービスを含め入手できない情報がある
  - A-3. その他
- B. 整備マニュアル等の技術情報に関する困りごと【海外メーカー】 ※①で B. を選択した場合のみ選択可
  - B-1. 入手方法が分からない
  - B-2. 入手が難しい（条件、使用言語等）
  - B-3. 提供をお願いしたが断られた
  - B-4. その他

## ③ 困りごとの詳細（自由記述）

注 1) 困りごとの発生時期や問題だと感じた点、連絡した自動車メーカーの窓口等のできる限り詳細な内容・経緯の記入すること

注 2) 個人情報には記入しないこと

## ④ 困りごとにより発生した影響

- A. 入庫を断念した
- B. ディーラー等への外注により対処したが、工数増加や入庫待機・長期化により他作業に影響が出た
- C. ディーラー等への外注により問題なく対処した

- D. 代替手段を講じる等、困りごとは解決した
- E. その他（自由記述）
- ⑤ 備考（自由記述）

### 3. 投稿者本人（自動車特定整備事業者）の情報

- ① 会社名又は名称\*
- ② 会社所在地（※都道府県のみ）\*
- ③ 認証／指定の別\*
- ④ 認証／指定番号\*
- ⑤ ディーラー系か否か\*
- ⑥ 業態（点検整備／車体整備／両方）\*
- ⑦ 加入団体（日整連／日車協連／BS サミット事業協同組合／その他（自由記述））（複数選択可）\*

### 4. 「整備マニュアル」等の入手手段等に係る調査

- ① 国土交通省では、各自動車メーカーの「整備マニュアル」等の入手窓口についてホームページ上の「自動車の点検及び整備に関する情報の提供義務」ページに掲載していますが、こちらのページはご存じでしょうか  
※ 国土交通省 HP：[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000008.html)
  - A. 知っていた
  - B. 知らなかった
- ② 普段、整備マニュアル等の整備に関する情報を入手しているサービス、媒体等は何でしょうか（複数選択可）
  - A. FAINES から入手
  - B. 各自動車メーカーや正規ディーラーから直接入手
  - C. 日整連の会報誌等から入手
  - D. 提携している保険会社等から入手
  - E. その他（自由記述）
- ③ 「整備マニュアル」等入手するにあたり、どのような情報が必要か  
また、国土交通省の、「自動車の点検及び整備に関する情報の提供義務」ページに掲載している情報で不足している情報はございますか（自由記述）
- ④ 「整備マニュアル」を入手するにあたり、インターネット検索を用いる場合、どのような検索ワードを用いて検索されますか（自由記述）